

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

学校教育目標「夢に向かって 学び続ける 高田健児」のもと、たくましい心と体をもちこつこつと努力する子、考えを深め、進んで学び合い行動する子、ただ一筋に正をふむ正直で思いやりがある子の育成を目ざしている。

そのために、全ての児童が安心して生活を送り、個々に自分らしい夢をもち、それに向かって一心に進んでいけるよう、いじめ防止や早期発見、速やかな解決に向けて、この「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とし、「全ての児童に関係し、どの学級にも起こりうる」という意識を全ての教職員がもち、学校・学級経営に取り組む必要がある。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

<いじめについての基本認識>

- ①いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

<具体的ないじめの態様例>

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ◆仲間はずれ。集団による無視
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含めた複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者によって指導体制を構成する。日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を以下に定める。

いじめ対策委員会（校内）

校長、教頭、教務、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、当該児童担任



保護者・地域との連携

P T A、学校運営協議会、相生警察署、青少年育成センター、青少年問題協議会
民生委員児童委員会、人権擁護委員会、地域学校協働本部、健康福祉課
姫路子ども家庭センター、学校支援チーム

いじめ対応マニュアル、いじめ未然防止プログラム等を活用した研修やカウンセリングマインド研修を行う。

インターネットを通じて行われるいじめやトラブルについての最新動向を把握するとともに法令の理解や危機管理意識の向上により、教職員のいじめに対する対応能力を高める。

また、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知するため、次の点に配慮する。

- 教職員の姿勢が良きモデルとなるよう、児童に対して愛情をもち、温かい雰囲気を作る。
- 教職員は学級経営や生徒指導についての共通理解をもち、常に情報交換が行える職員室の雰囲気を作る。
- 様々な問題にすぐに対応できる体制を作り、児童と向き合う時間を大切にし、その時間を十分確保する。
- 学校生活全ての場において、児童が「認められている」と実感できるようにすることで、いじめを生まない地盤を作る。
- 児童会の活動が自発的・自治的なものになるように配慮し、その活動の中で児童が自らいじめを許さない気持ちを育成する。
- 普段から保護者といじめについての指導方針や意見交換をする場を設け、学習会を設けたり、各種たより等による広報活動を行ったりする。
- インターネット上のいじめについては、児童の指導だけでなく、保護者への啓発を行う。

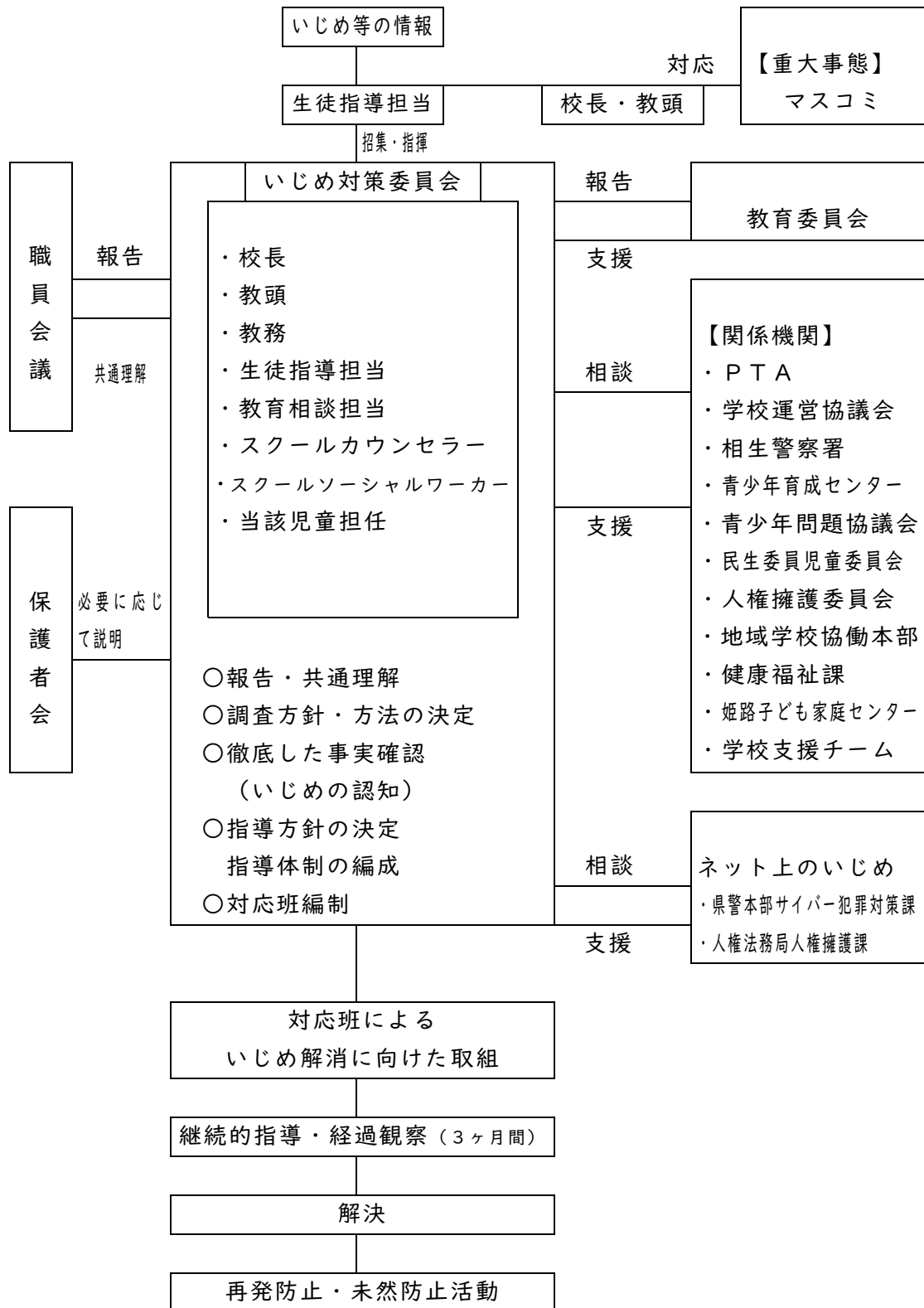
(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を計画的に行う。包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見や対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修など、年間の指導計画を以下にまとめる。

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	指導方針 計画作成	学級開き・学級作り	
		小中情報交換会	生活アンケート
	保護者への啓発	オープンスクール（参観日）・学級懇談会	
5月		小中情報交換会	生活アンケート
6月		オープンスクール	生活アンケート
		地区懇談会	
		小中情報交換会	
7月		個別懇談会	
			生活アンケート
8月		職員研修会	
9月		小中情報交換会	生活アンケート
10月		オープンスクール・学級懇談会	
		教育講演会	
		小中情報交換会	生活アンケート
11月		小中情報交換会	生活アンケート
12月		個別懇談会（希望者）	
		小中情報交換会	生活アンケート
1月		小中情報交換会	生活アンケート
2月		参観日・学級懇談会	
		小中情報交換会	生活アンケート
3月		小中連絡会	
		新学年への引き継ぎ こども園との引継ぎ会	生活アンケート 生活アンケートまとめ

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解消に向けて組織的に対応する。



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」および「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童の状況で判断する。

「重大な被害」とは、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが考えられる。また、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

学校が重大事態と判断した場合、直ちに町教育委員会を通じて上郡町長に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮して事態の解決にあたる。また、調査を行う主体が学校となった場合には、いじめ対策委員会に専門的知識や経験を有する専門家である学校支援チームおよび人権擁護委員等を加えた組織で調査を行う。

なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の留意事項

(1) 家庭・地域との連携

いじめ防止についても地域や家庭と共に取り組む必要があるため、学校の基本方針を学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学校だより、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を通して保護者や地域に対して情報発信に努める。

(2) 今後の方針の見直しについて

これらの方針が学校の実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。見直しに際しては、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、防止に向けた児童の主体的な参加が確保できるように留意する。また、保護者や地域の意見も積極的に取り入れ、家庭や地域を巻き込んだ基本方針としていく。